上富田町告示第　１５８号

下記要綱を公布する。

令和８年１１月１２日

上富田町長　奥田　誠

記

1. 上富田町一般不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

上富田町一般不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

令和８年１１月１２日
要　綱　第　５４号

（上富田町一般不妊治療費助成事業実施要綱の一部改正）

上富田町一般不妊治療費助成事業実施要綱（平成 28 年要綱第 15 号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項を次のように改める。

３　第１項の申請は、治療が終了した日の属する月から起算して１年を経過する月の前月の末日までに行わなければならない。

別記第１号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第7条関係）

上富田町一般不妊治療費助成申請書

1　関係書類を添えて下記のとおり、一般不妊治療費の助成を申請します。なお、本申請の審査に必要な範囲で、戸籍及び住民票等の確認を行うことに同意します。
2　本申請にあたり、以前在住していた市町村及び都道府県での助成の有無の確認を行うことに同意します。
3　本申請に係る治療に対し、他の市町村及び都道府県の助成を受けません。

記

	(ふりがな) 氏　名	生年月日
夫	(　　)	年　月　日(　歳)
妻	(　　)	年　月　日(　歳)
住所(※1)	〒	電話　(　)
住所(※2) (夫・妻)	〒	電話　(　)
1年前の住所 (※3)	〒	
過去1年間に居住した市町村(※4)		

申請者（口座名義人と同一）

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿印　（夫又は妻が自署又は記名押印）

一般不妊治療に要した本人負担額　金＿＿＿＿＿＿円

申請金額　金＿＿＿＿＿＿円（1年度上限3万円）

年　月　日

上富田町長　様

振込先	金融機関名	銀行・金庫・農協							本店・支店・出張所			
	金融機関コード					支店コード						
	預金種別	普通・当座	口座番号									
	口座名義人 (申請者と同一)											

不妊治療開始時期(※5)	年　月頃(　歳)		不妊治療年間費用(※6)	約　万円

※　治療が終了した日の属する月から起算して1年を経過する月の前月の末日までに申請してください。
※　一般不妊治療には、不育症に対する治療及び検査を含みます（なお、和歌山県不育症検査費助成対象検査を除きます。）
※1　夫婦の住所を記入してください。
※2　夫婦の住所が異なる場合に記入してください。
（住所が異なる場合とは、単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合をいいます。）
※3　申請日の1年前の住所を記入してください。
※4　※3以降に居住した市町村名を記入してください。
＜以下の2項目（※5・※6）については、不妊治療対策の基礎データとし、今後の本事業の充実に役立てたいと考えております。ご協力いただける方はご記入いただけますようお願いします。＞
※5　今回の申請にかかわらず、あなたが一般不妊治療を開始した時期を記入してください。
※6　直近の1年間に一般不妊治療に要した費用の額を記入してください。（体外受精及び顕微授精は除きます。）
《添付書類》
1　一般不妊治療医療機関受診等証明書（別記第2号様式）
（高島での投薬を受けた方は、高島からの証明書と併せて提出してください。）
2　夫婦の住所を確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカード）
3　振込先口座がわかる書類（通帳またはキャッシュカードのコピー等）
4　医療機関発行の不妊治療に要した費用に係る領収書
5　妊娠12週以降に死産に至った場合に助成期間をリセットする場合にあっては、死産届等
（提出先の自治体が受付けたことが分かる死産届、母子健康手帳の「出産の状態」の頁、死産証書又は死胎検案書の写し
その他の妊娠12週以降に死産に至ったことを証明できるものに限る。）
6　事実婚関係にあることを申し立てる場合は、事実婚関係に関する申立書（自署）（別記第3号様式）

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和９年１月１日から施行し、令和８年４月に治療が終了した分から適用する。

（従前の様式による用紙）

2　この要綱による改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。